

### III 配分基準表該当項目

助成対象者の配分基準(市町村と相談し記載するとともに、記載事項が妥当であることが分かる資料を添付すること。)

#### ① 付加価値額の拡大

ア 付加価値額の拡大率の目標ポイント

(ア) 付加価値額の拡大率の目標ポイント(対象:担い手確保・経営強化支援対策を実施する助成対象者のうち市町村が認める者以外の者及び地域農業構造転換支援対策を実施する助成対象者(⑩新規就農のポイント加点を受ける者を除く。))

<input type="checkbox"/> 現状の付加価値額の10%以上の増加	<input type="checkbox"/> 現状の付加価値額の15%以上の増加	<input type="checkbox"/> 現状の付加価値額の20%以上の増加	<input type="checkbox"/> 現状の付加価値額の30%以上の増加
<input type="checkbox"/> 現状の付加価値額の40%以上の増加	<input type="checkbox"/> 現状の付加価値額の50%以上の増加	<input type="checkbox"/> 現状の付加価値額の60%以上の増加	

(イ) 付加価値額の拡大率の目標ポイント(対象:担い手確保・経営強化支援対策を実施する市町村が認める者(⑩新規就農のポイント加点を受ける者を除く。))

<input type="checkbox"/> 現状から3%以上の増加	<input type="checkbox"/> 現状から10%以上の増加	<input type="checkbox"/> 現状から16%以上の増加	<input type="checkbox"/> 現状から21%以上の増加	<input type="checkbox"/> 現状から25%以上の増加
<input type="checkbox"/> 現状から28%以上の増加	<input type="checkbox"/> 現状から30%以上の増加			

イ 付加価値額の拡大額の目標ポイント

(ア) 付加価値額の拡大額の目標(対象:⑩新規就農のポイント加点を受ける者以外の者であって担い手確保・経営強化支援対策を実施する助成対象者のうち市町村が認める者以外の者及び地域農業構造転換支援対策を実施する助成対象者)

<input type="checkbox"/> 100万円以上	<input type="checkbox"/> 150万円以上	<input type="checkbox"/> 300万円以上	<input type="checkbox"/> 400万円以上	<input type="checkbox"/> 650万円以上	<input type="checkbox"/> 1,000万円以上	<input type="checkbox"/> 1,500万円以上
----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	------------------------------------	------------------------------------

(イ) 付加価値額の拡大額の目標(対象:⑩新規就農のポイント加点を受ける者以外の者であって担い手確保・経営強化支援対策を実施する市町村が認める者)

<input type="checkbox"/> 50万円以上	<input type="checkbox"/> 60万円以上	<input type="checkbox"/> 70万円以上	<input type="checkbox"/> 80万円以上	<input type="checkbox"/> 100万円以上	<input type="checkbox"/> 120万円以上	<input type="checkbox"/> 150万円以上
---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------

(ウ) 付加価値額の目標(対象:⑩新規就農のポイント加点を受ける者)

<input type="checkbox"/> 基準額(目標年度における就農後経過年数×50万円)以上	<input type="checkbox"/> 基準額の10%増し以上	<input type="checkbox"/> 基準額の20%増し以上	<input type="checkbox"/> 基準額の30%増し以上	<input type="checkbox"/> 基準額の40%増し以上
--	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------

#### ② 経営面積の拡大

ア 経営面積の拡大(対象:担い手確保・経営強化支援対策を実施する助成対象者のうち市町村が認める者以外の者及び地域農業構造転換支援対策を実施する助成対象者)

<input type="checkbox"/> a 目標年度に現状より20ha(施設園芸作の場合は目標面積が1ha以上でありかつ30%、果樹作の場合は目標面積が3ha以上でありかつ15%)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	<input type="checkbox"/> b 目標年度に現状より10ha(施設園芸作の場合は目標面積が0.5ha以上でありかつ30%、果樹作の場合は目標面積が1.5ha以上でありかつ15%)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	
<input type="checkbox"/> c 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より4ha(施設園芸作の場合は20%、果樹作の場合は10%)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	<input type="checkbox"/> d 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より2ha(施設園芸作の場合は10%、果樹作の場合は5%)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	
<input type="checkbox"/> e 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている。又は目標年度に現状より4ha(施設園芸作の場合は20%、果樹作の場合は10%)以上の経営面積拡大を行うこととしている。	<input type="checkbox"/> f 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、又は目標年度に現状より2ha(施設園芸作の場合は10%、果樹作の場合は5%)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	<input type="checkbox"/> g aからfまでに該当しない経営体で、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている。

イ 経営面積の拡大(対象:担い手確保・経営強化支援対策を実施する市町村が認める者)

経営面積の拡大を行うこととしている。

#### ③ 農産物の価値向上

事業実施前3年度内に新品種の導入、栽培管理技術の改善、新たな加工又は販売の取組等により、農産物の価値の向上等に取り組んでいる又は目標年度までに行うこととしている。(担い手確保・経営強化支援対策を実施する助成対象者のうち市町村が認める者及び地域農業構造転換支援対策を実施する助成対象者の場合)

事業実施前3年度内に新品種の導入、栽培管理技術の改善、新たな加工又は販売の取組等により、農産物の価値の向上等に取り組んでいる又は目標年度までに行うこととしている。(担い手確保・経営強化支援対策を実施する市町村が認める者の場合)

有機JASの認証を受けている場合又は受けることとしている場合

#### ④ 農業経営の複合化

ア 土地利用型作物の生産、園芸作物の生産などを組み合わせ、複合的に経営を展開している。

イ-a 事業実施前3年度内に経営面積又は農産物売上高(農産物の生産・加工に係る売上高をいう。以下同じ。)の3割以上の品目転換を行っている又は目標年度までに行うこととしている。

イ-b 事業実施前3年度内に経営面積又は農産物売上高の4割以上の品目転換を行っている又は目標年度までに行うこととしている。

⑤ 経営管理の高度化

<input type="checkbox"/> ア 現在、法人化している又は目標年度までに法人化することとしている。	<input type="checkbox"/> イ GLOBALG. A. P. 又はASIAGAPの認証を取得している。
<input type="checkbox"/> ウ 青色申告を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	<input type="checkbox"/> エ 農業版BCP(事業継続計画)(農林水産省が公表している自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト「事業計画編」により策定した簡易版等を含む。)を策定している。
<input type="checkbox"/> オ 労働時間、休憩及び休日について他産業と同等の労働環境を整備している。	

⑥ 環境配慮の取組

<input type="checkbox"/> ア 事業実施前3年度内に化石燃料を使用しない園芸施設への移行による温室効果ガスの削減又は化学農薬・化学肥料使用量の削減を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	<input type="checkbox"/> イ 環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている又は受けることとしている。	<input type="checkbox"/> エ 担い手確保・経営強化支援対策を実施する市町村が認める者である、自らの経営に係る農作業について他の農業者と共同して行っている又は目標年度までに行うこととしている。
---	---	---

⑧ 労働時間の縮減

省力化技術の導入、栽培技術等の改善、作業の効率化等により農作業の一部又は全部の労働時間について、aからcの取組に該当している。		
<input type="checkbox"/> a 目標年度までに10%以上縮減する。	<input type="checkbox"/> b 目標年度までに20%以上縮減する。	<input type="checkbox"/> c 目標年度までに50%以上縮減する。

⑨ 輸出の取組

<input type="checkbox"/> a 農産物の輸出を行う(他者との連携による取組を含む。)。	<input type="checkbox"/> a 現在、農産物の輸出の取組(他者との連携による取組を含む。)を行っている。
<input type="checkbox"/> b 輸出事業計画の認定を受けている、又は認定を受けた輸出事業計画に連携者として位置付けられている。	<input type="checkbox"/> c 目標年度までに農産物売上高の15%以上を輸出に振り向ける。
<input type="checkbox"/> d フラッグシップ輸出産地に参画している。	

⑩ 新規就農

事業実施年度に就農する者又は就農後5年以内の者である(認定就農者である場合に限る。)。	<input type="checkbox"/> a 50歳までに就農した者である(法人にあっては、役員の過半が50歳以下である場合に限る。)。	<input type="checkbox"/> b 就農準備資金・経営開始資金のうち経営開始資金等の交付期間中に経営を発展させて交付を終了した者である。
---	--	---

⑪ 農業者の育成

農業研修生(国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。)を受け入れている。	<input type="checkbox"/> a 就農に向けて必要な技術等を習得できる経営体として都道府県が認めた者である。	<input type="checkbox"/> b aの加点対象者が受け入れた農業研修生が、過去5年以内に研修を終了して独立し、認定就農者又は認定農業者となつた(名)。
---	--	---

(注) bの認定就農者等となった研修生の人数の記載は、就農技術等を習得できる経営体のみ記載することとし、受け入れた農業研修生が過去5年以内に研修を終了して独立し、認定就農者又は認定農業者となった者の人数を記載すること。

⑫ 女性の取組

<input type="checkbox"/> ア 女性農業者(自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者に限る。)	<input type="checkbox"/> イ 代表者が女性である又は役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織	<input type="checkbox"/> ウ 法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っており、女性が当該部門の責任者であるもの
--	---	---

⑬ 関係機関等によるサポート体制の構築

本事業をはじめとする経営発展に向けた取組について、農業協同組合・農業協同組合連合会、農業経営・就農支援センター等の関係機関・支援機関のサポート体制が構築されている。
--

⑭ 中山間地域での取組(対象:担い手確保・経営強化支援対策を実施する市町村が認める者)

<input type="checkbox"/> 山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)第4の対象地域であり、かつ同要領第4の対象農用地が存在する地域内の農地である。
--